

【第2号議案】

新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画の一部変更について

1 制度の概要

国の補助制度（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）に基づき、地域公共交通活性化協議会での協議によって策定される地域内フィーダー系統確保維持計画に位置付けられた系統については、運行欠損額の一部が補助される。

地域内フィーダー系統：バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワーク（市町村間を結ぶバス路線等）と接続し、支線（フィーダー）として運行している地域公共交通のこと

2 変更理由

4月27日（土）から5月6日（月・祝）までの期間が10連休となることに伴い、平日ダイヤでの運行を予定していた4月30日（月）、5月1日（火）、5月2日（水）について、あやめバスを「土休日ダイヤでの運行」、川東コミュニティバスを「連休」とするため、新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成31年度～33年度）に位置付けられている補助対象運行系統の運行日数及び運行回数に変更が生じるもの。

3 変更内容

- 申請番号ごとの変更箇所と変更理由は以下のとおり。

運行系統名	変更箇所	変更理由
(1) 外回り（大栄町2丁目経由）	計画運行回数	土休日ダイヤ運行日の増加 （平日ダイヤ運行日の減少）
(3) 内回り（大栄町2丁目経由）	計画運行回数	土休日ダイヤ運行日の増加 （平日ダイヤ運行日の減少）
(5) 外回り（東新町2丁目経由）	計画運行日数 計画運行回数	運行日の減少
(6) 外回り（豊浦病院経由、緑町経由なし）	計画運行日数 計画運行回数	運行日の減少
(7) 内回り（城北町ニュータウン起点、大栄町2丁目経由）	計画運行日数 計画運行回数	運行日の減少
(8) 川東コミバス（宮古木村中方面、川東小経由新発田駅）	計画運行日数 計画運行回数	運行日の減少
(9) 川東コミバス（上楠川方面、川東小経由新発田駅）	計画運行日数 計画運行回数	運行日の減少

(10) 川東コミバス(上楠川方面、上三光經由新発田駅)	計画運行日数 計画運行回数	運行日の減少
(11) 川東コミバス(新発田営業所、川東小)	計画運行日数 計画運行回数	運行日の減少
(12) 川東コミバス(川東小、上中江經由新発田営業所)	計画運行日数 計画運行回数	運行日の減少
(13) 川東コミバス(新発田駅～石喜～新発田営業所(川東循環))	計画運行日数 計画運行回数	運行日の減少

4 変更後の計画(案)

(1) 表1

- ・変更内容に基づき記載を修正する。

(2) 計画書本文

- ・協議の経過に基づき「日付」「17.協議会の開催状況と主な議論」の記載を追加する。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

変更後

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)	
新発田市	新潟交通観光バス 株式会社	(1) 外回り(大栄町2丁目経 由)	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	往16.8km 循環	365日	1,702回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③	
		(2) 外回り(豊浦病院前経 由)	新発田 駅	豊浦病 院前	新発田 営業所	往16.3km 循環	365日	730回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③	
		(3) 内回り(大栄町2丁目経 由)	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	往16.6km 循環	365日	1,579回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③	
		(4) 内回り(豊浦病院前経 由)	新発田 駅	豊浦病 院前	新発田 営業所	往17.0km 循環	365日	730回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③	
		(5) 外回り(東新町2丁目経 由)	新発田 営業所	東新町2 丁目	新発田 駅	往17.8km 循環		242日	242回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(6) 外回り(豊浦病院前経 由、緑町経由なし)	新発田 駅	豊浦病 院前	新発田 営業所	往13.7km 循環		242日	484回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(7) 内回り(城北町ニュータウン 起点、大栄町2丁目経 由)	城北町 ニュータ ウン	大栄町2 丁目	新発田 駅	往10.6km 復 km		242日	121回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(8) 川東コバス(宮古木村中 方面、川東小経由新発 田駅)	新発田 駅	川東小	宮古木 村中	往10.5km 復 km		237日	237回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(9) 川東コバス(上楠川方 面、川東小経由新発 田駅)	上楠川	川東小	新発田 駅	往8.6km 復 km		237日	278.5回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(10) 川東コバス(上楠川方 面、上三光経由新発 田駅)	新発田 駅	上三光	上楠川	往11.8km 復 km		237日	198.5回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(11) 川東コバス(新発田営業 所、川東小)	新発田 営業所	西姫田	川東小	往7.6km 復 km		237日	118.5回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(12) 川東コバス(川東小、上 中江経由新発田営業 所)	新発田 営業所	上中江	川東小	往11.4km 復11.5km		237日	545.5回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(13) 川東コバス(新発田駅～ 石喜～新発田営業所 (川東循環))	新発田 駅	石喜	新発田 営業所	往17.6km 循環		237日	237回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

31年度

変更前

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準ロで 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
新発田市	新潟交通観光バス 株式会社	(1) 外回り(大栄町2丁目経 由)	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	往16.8km 循環	365日	1,705回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(2) 外回り(豊浦病院前経 由)	新発田 駅	豊浦病 院前	新発田 営業所	往16.3km 循環	365日	730回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(3) 内回り(大栄町2丁目経 由)	新発田 駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	往16.6km 循環	365日	1,585回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(4) 内回り(豊浦病院前経 由)	新発田 駅	豊浦病 院前	新発田 営業所	往17.0km 循環	365日	730回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(5) 外回り(東新町2丁目経 由)	新発田 営業所	東新町2 丁目	新発田 駅	往17.8km 循環	245日	245回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(6) 外回り(豊浦病院前経 由、緑町経由なし)	新発田 駅	豊浦病 院前	新発田 営業所	往13.7km 循環	245日	490回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(7) 内回り(城北町ニュータウン 起点、大栄町2丁目経 由)	城北町 ニュータ ウン	大栄町2 丁目	新発田 駅	往10.6km 復 km	245日	122.5回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(8) 川東コバス(宮古木村中 方面、川東小経由新発 田駅)	新発田 駅	川東小	宮古木 村中	往10.5km 復 km	240日	240回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(9) 川東コバス(上楠川方 面、川東小経由新発 田駅)	上楠川	川東小	新発田 駅	往8.6km 復 km	240日	283回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(10) 川東コバス(上楠川方 面、上三光経由新発 田駅)	新発田 駅	上三光	上楠川	往11.8km 復 km	240日	201.5回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(11) 川東コバス(新発田営業 所、川東小)	新発田 営業所	西姫田	川東小	往7.6km 復 km	240日	120回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(12) 川東コバス(川東小、上 中江経由新発田営業 所)	新発田 営業所	上中江	川東小	往11.4km 復11.5km	240日	553回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③
		(13) 川東コバス(新発田駅～ 石喜～新発田営業所 (川東循環))	新発田 駅	石喜	新発田 営業所	往17.6km 循環	240日	240回		路線定期運行	①	「新潟～木崎～新発田線」 (補助対象地域間幹線系 統)と新発田駅前停留所にて 近接	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

平成 30 年 6 月 29 日

一部変更 平成 31 年 3 月 25 日

（名称）新発田市地域公共交通活性化協議会

（代表者名） 会長 下妻 勇

生活交通確保維持改善計画の名称
新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 31 年度～33 年度）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>新発田市においては、市内と市外とを結ぶ幹線で広域的な役割を担う広域路線（羽越本線（鉄道）、白新線（鉄道）、木崎線（路線バス）、新谷線（路線バス））を軸に、市域内に広範に鉄道、路線バス、コミュニティバス等により構成される公共交通ネットワークが広がっている。これらの公共交通については、広域路線に通じる幹線路線（路線バス、新発田市コミュニティバス、川東コミュニティバス）、中心市街地路線（市街地循環バス（あやめバス））が広域路線の支線の役割を果たしている。また、新発田市街地中心部にある新発田駅で結節している。（新発田市地域公共交通網形成計画（以下、「計画」という。）P20、P73参照）</p> <p>「新発田市都市計画マスタープラン」では、目指すべき将来の都市の骨格として、新発田市街地中心部を「都市拠点」と位置付けており、地域公共交通ネットワークの構築においては、新発田市市街地中心部、特に、新発田駅を交通結節点として、中心市街地の各公共施設や商業施設、医療機関といった都市機能施設や観光資源への市内外からのアクセス性を確保し、回遊性を向上させることで、都市拠点としての機能を高める方向としている。また、公共交通を取り巻く現状では、高齢化や学校統廃合に伴う児童生徒の通学環境の変化により、自家用車を運転できない高齢者等のいわゆる交通弱者の日常生活の移動手段の確保が求められており、公共交通の必要性が高まっている。</p> <p>このうち、あやめバスは、市中心部内の居住地域・交通結節点と各拠点施設を結び、地域住民及び各地域・近隣市町からの利用者にとって重要な移動手段となっている。川東コミュニティバスは、川東地区と市中心部を結び、地域住民の日常生活を支える役割とともに、小学校及び中学校への通学手段としての役割を担っている。あやめバス及び川東コミュニティバスは、JR新発田駅で鉄道や路線バスと結節し、地域住民、近隣市町の利用者にとって欠かせない移動手段となっており、将来に渡り安定した運行の確保・維持を図る必要がある。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、あやめバス及び川東コミュニティバスを確保・維持することが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（1）事業の目標
<p>[あやめバス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数を 81,704 人以上とする。 <p>（新発田市地域公共交通網形成計画「目標 3 まちの変化に応じた公共交通」の「評価指標 ① あやめバスの年間利用者数」の平成 35 年度の目標値 83,200 人から現状値 80,582 人を差し引いた増加人数 2,618 人を計画期間 7 年で分割した値（374 人）を年度毎の増加目標人数と仮定して算出された平成 31 年度の目標値）（H29:80,956 人、H30:81,330 人、H31:81,704 人、H32:82,078 人、H33:82,452 人、H34:82,826 人）</p> <p>[川東コミュニティバス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 日当たり利用者数を 260 人以上とする。 ・1 日当たり運賃収入を 27,500 円以上とする。 <p>（川東コミュニティバス検討部会での検討により設定された平成 29 年度以降の目標値）</p>

(2) 事業の効果
<p>[あやめバス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新発田市街地における各公共施設や商業施設、医療機関といった施設や観光資源へのアクセス性の確保と回遊性の向上を図る。 <p>[川東コミュニティバス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川東地区における自家用車を運転できない高齢者や障がい者、高校生等のいわゆる交通弱者の日常生活の移動ニーズに応じた移動手段を確保する。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>[主にあやめバスを対象とした事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内公共施設と連携したデジタルサイネージを活用した情報発信（新発田市）（計画 P87 参照） ・バスの現在位置をホームページに表示する「バスどこ？」による情報発信の実施、システムの再構築（新発田市、交通事業者）（計画 P87 参照） <p>[主に川東コミュニティバスを対象とした事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域主催の乗り方教室の開催（新発田市、交通事業者）（計画 P88 参照） <p>[共通する事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントやホームページ等の活用による利用促進・意識啓発（新発田市、交通事業者、関係機関）（計画 P92 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
新発田市地域公共交通活性化協議会から運行事業者への委託料については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
新潟交通観光バス株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めたシステムの概要
【地域間幹線システムのみ】
該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線システムのみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線システムのみ】
該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】	
該当なし	
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。	
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年6月19日～28日 書面協議にて、全ての構成員から合意を得られた。 ・平成31年3月25日 <u>会議にて、あやめバス及び川東コミュニティバス運行内容の一部変更に係る協議について合意を得られた。</u> 	
18. 利用者等の意見の反映状況	
<p>協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、地域住民で構成される新発田市自治会連合会、NPO 法人七葉、川東地区自治連合会から委員が加わっており、協議会での議論を反映して計画を策定した。また、平成24年度から事務局職員が定期的にバスに乗り利用実態調査を実施するなど、利用者ニーズの把握を行っている。</p> <p>川東コミュニティバスについては、路線の再編、定額運賃化など運行に係る全ての見直しを地域主体となって進めた。運行開始後においても、地域住民で構成される川東地区自治連合会等にて、利用者等の意見を取りまとめ課題等の検討を継続的に行っている。</p>	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市区町村	新発田市

交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス(株)、(公社)新潟県バス協会、新発田ハイヤー協会、東日本旅客鉄道株式会社(株)新潟支社、北陸地方整備局新潟国道事務所、新潟県新発田地域振興局地域整備部、新発田市地域整備課、新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	連合新潟下越地域協議会、新発田商工会議所、NPO 法人七葉、新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県新発田市中心街3-3-3

(所 属) 新発田市 市民まちづくり支援課

(氏 名) 斎藤 正太郎

(電 話) 0254-28-9644 (課直通)

(e-mail) kotsu@city.shibata.lg.jp

ゴールデンウィーク(10連休)期間における コミュニティバス等の運行について

コミュニティバスは、主に高校への通学や通院目的で利用されている。ゴールデンウィーク(10連休)期間においては、高校の授業がないこと、医療機関の多くが休診となること(下記「市内の高校、医療機関、路線バスの状況」参照)から、通学や通院のために周辺地区から市街地中心部へ向かう移動ニーズは、通常の平日と比べて低い(通常の土休日と同程度)と見込まれる。

このことから、ゴールデンウィーク(10連休)の期間の運行については、通常の土休日と同様の扱いとし、本協議会が運行主体となっている市街地循環バス(あやめバス)は土休日ダイヤでの運行、川東コミュニティバスと松浦地区デマンド乗合タクシー(まつうら号)は運休とする。

なお、市が運行主体となっている新発田市コミュニティバス(菅谷・加治地区)についても同様に、土休日ダイヤで運行する。

■ 各種コミュニティバス等の運行方針

運行主体	名称等	運行
市地域公共交通活性化協議会	市街地循環バス(あやめバス)	土休日ダイヤで運行
	川東コミュニティバス	運休
	松浦地区デマンド乗合タクシー「まつうら号」	運休
新発田市	新発田市コミュニティバス(菅谷・加治)	土休日ダイヤで運行

【参考】 市内の高校、医療機関、路線バスの状況

(1) 高校

- ・市内全ての高校が授業を行わない予定としている。なお、部活動の有無については各部ごとに判断することとなっている。

〈市内各高校の状況〉

高校名	授業	部活動
新発田	未定	
新発田南	休み	各部ごとに判断
新発田農業	休み	各部ごとに判断
新発田商業	休み	各部ごとに判断
西新発田	休み	(部活動なし)
新発田中央	休み	各部ごとに判断
竹俣特別支援学校	休み	(部活動なし)

(2) 医療機関

<27日(土)>

- ・通常の診療日における土曜日扱いとなり、土曜日に診療を行う一部医療機関を除き、医療機関は休診となる。

<28日(日)～6日(木)>

- ・通常の診療日における祝日扱いとなり、医療機関は休診となる。
- ・日中においては、新発田地区救急診療所が開設される。

(3) 路線バス

- ・市内を運行する事業者バス路線は、通常の運行日における土休日扱いとなり、土休日ダイヤを設定している2路線（木崎線、赤谷六軒町線）を除き、運休となる。

<市内各路線の状況>

路線名	運行
木崎線	土休日ダイヤで運行
次第浜線	運休
金竜橋線	運休
新谷線	運休
赤谷六軒町線	土休日ダイヤで運行
乗廻・月岡線	運休
飯島線	運休